

## 平成25年 第11回大分市教育委員会会議録

1. 日 時 平成25年11月27日(水)  
午後3時00分～午後5時28分
2. 場 所 大分市役所第2庁舎6階 教育委員室
3. 出席委員 一番委員 足立 一馬  
二番委員 大久保 真理子  
三番委員 角山 光邦  
四番委員 高橋 英子  
五番委員 小林 達也
4. 出席事務局職員  
教育部長 玉衛 隆見 教育部教育監 三浦 享二  
教育部参事 菅 章 次長兼教育総務課長 房前 武男  
次長兼教育企画課長 奈須 寿郎 次長兼教育指導課長 江藤 郁  
次長兼人権・同和教育課長 藤澤 淳一 次長兼生涯学習課長 倉原 洋  
美術館副館長兼美術振興課長 増田 真由美 学校施設課長 後藤 康人  
スポーツ・健康教育課長 薬師寺 和美 青少年課長 有馬 徹  
文化財課長 塔鼻 光司
5. 書記  
教育総務課参事補 足立 秀雄 教育総務課主査 水田 寿憲  
教育総務課主任 谷矢 啓良
6. 傍聴人 なし
7. 議 題  
(1) 議案審議  
(教議第60号) 平成26年度当初予算要求について  
(教議第61号) 平成25年度県費負担教職員の人事評価について



本市教育委員会としましては、意思形成過程の段階であり、外部に公表いたしますと誤解を招く恐れがあること、また、教議第61号「平成25年度県費負担教職員の人事評価について」につきましては、人事案件であることから、これらの審議を秘密会とすることを発議いたします。

委員長           ただいま、委員から教議第60号及び教議第61号の審議を秘密会とする発議が出されましたが、秘密会とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

全委員           (挙手)

委員長           全委員賛成と認め、教議第60号及び教議第61号の議案の審議は秘密会とします。

                  なお、議案の説明及び審議等について長時間を要すると思われるので、残りの議案を審議したのち、秘密会の議案審議等を行うことといたしますが、皆さんよろしいでしょうか。

全委員           (了承)

委員長           それでは、教議第62号「平成25年度12月補正予算について」を議題といたします。

                  事務局の説明を求めます。

次長兼  
教育総務課長   教議第62号「平成25年度12月補正予算について」ご説明申し上げます。

                  本年度の教育費の現計予算額は、当初予算の150億4,105万6千円でございますが、今回の補正額は、1億793万8千円の減で、補正後の額は、149億3,311万8千円でございます。

                  このうち、教育委員会所管分の補正額は公民館の経費を除き、1億29万3千円の減で、補正後の額は、140億4,769万9千円でございます。

                  今回の補正は人件費の調整及び債務負担行為の設定でございます

す。それでは、その概要について、説明させていただきます。

人件費につきましては、25年度の当初予算編成時においては、その年の退職者の後任には大卒初任者の基準額で算定することや退職手当金については定年退職者数で算定するなど、例年どおり、一定の方針に従い計上しておりましたが、4月の人事異動やその後の職員の早期退職希望等により、給与の変更が生じたことから、その変更分をこの12月において補正を行おうとするものでございます。

また、予算編成上、人件費は主な事業ごとに分けて計上しておりますので、実際にはそれぞれの事業ごとに各人件費の変更分を補正しております。しかしながら、ここでの説明につきましては、教育委員会全体をまとめた状況につきまして、説明させていただきます。

はじめに、報酬につきましては、719万5千円の減となっておりますが、この主な要因は、嘱託職員の人数が当初の見込みよりも、4名減となったことによるものでございます。

次に、給料につきましては、8,770万5千円の減となっております。この主な要因は、4月の人事異動に伴う市長部局への人事異動により、職員数が当初予算編成時に比べ8名減となったことによるものでございます。

次に、職員手当につきましては、4,122万1千円の増となっております。この主な要因は、先程の給料の減と同様に、職員数の減により期末・勤勉手当が4,771万5千円減少したものの、退職手当が9,169万6千円増加したことによるものでございます。

退職者数につきましては、25年度当初予算編成時に比べ、8名増で算定することとなったためであり、その内訳は、当初予定していなかった早期退職勧奨等による算定が必要となったことによるものでございます。

また、共済費につきましては、4,661万4千円の減となっております。これは、職員の給料及び嘱託職員の報酬の減額に伴い、再計算して補正を行うものでございます。

次に、債務負担行為の設定についてでございます。

来年度より新たに指定管理者制度を導入することになりました、情報学習センターにつきまして、25年度から28年度までの間、1億2,000万円の債務負担行為を設定するものでございます。

来年4月からの指定管理者との契約のため、本年度中に契約締結等事務手続きを進めておりますことから、債務負担行為の設定を25年度からと定めております。

続きまして、平成23年度より指定管理者制度を導入しております関崎海星館につきまして、管理業務委託が本年度末で3か年の契約が満了いたしますことから、同じく25年度から28年度までの間、8,100万円の債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、平成20年度より指定管理者制度を導入しております大分市営陸上競技場等につきまして、管理業務委託が本年度末で3か年の契約が満了いたしますことから、同じく25年度から28年度までの間、1億8,100万円の債務負担行為を設定するものでございます。

最後に、小学校プール建設事業及び中学校プール建設事業でございますが、今年度城南小学校及び植田東中学校のプール建設工事の入札を2度行いましたが、入札参加業者がなく不調となりました。再度入札を行いましても今年度中のプール完成が困難となったことから、今年度から来年度にかけて建設工事を行うこととし、債務負担行為を設定するものでございます。

なお、情報学習センター、関崎海星館及び大分市営陸上競技場等の指定管理予定者の決定につきましては、本日のちほどご承認をいた

だきたいと考えております。

以上のことにつきまして、本委員会でご決定いただき、ご決定の上は、第4回市議会定例会にて、審議・決定をいただくとするものでございます。

以上でございます。

委員長                   ご質問などありませんか。

委員                     プール建設工事の入札が不調に終わったのは、東日本大震災の影響があるのでしょうか。

学校施設課長         東日本大震災の影響もあると思われませんが、コンクリート部材が高騰していることと労働者が不足していることが大きな要因となっています。県が作成している公共事業の単価表を使用しておりますが、1月に公表される単価により再度入札を行いたいと思います。

委員長                   他にご質問などありませんか。

全委員                   (なしとの声)

委員長                   それでは採決いたします。教議第62号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員                   (異議なしとの声)

委員長                   ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

委員長                   それでは次に、教議第63号「大分市立学校職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

次長兼  
教育総務課長         教議第63号「大分市立学校職員の給与に関する条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

本件は、幼稚園教諭の給料について、県の義務教育諸学校の教育職員に適用される職員の給与に関する条例の改正に準じ、改正しようとするものでございます。

具体的には、55歳を超える職員の昇給について、現行では標準の勤務成績の場合、2号給の昇給をしておりますが、改正後は、標準の勤務成績では昇給しないとするものでございます。

以上のことについて、本委員会でご決定いただき、第4回市議会定例会での審議・決定を経て、平成26年1月1日から施行しようとするものであります。

以上でございます。

委員長                   ご質問などありませんか。

委員                     勤務成績はどのように評価されるのでしょうか。

次長兼  
教育総務課長            県の方で具体的に評価方法を検討しているようですが、原則昇給停止ということになります。

委員長                   他にご質問などありませんか。

全委員                   (なしとの声)

委員長                   それでは採決いたします。教議第63号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員                   (異議なしとの声)

委員長                   ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

委員長                   それでは次に、教議第64号「大分市立エスペランサ・コレジオ条例等の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

次長兼  
教育総務課長            教議第64号「大分市立エスペランサ・コレジオ条例等の一部改正について」ご説明申し上げます。

消費税率が、既に公布されている「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」等のとおり平成26年4月1日から8%に引き上げられることとなりました。消費税法においては、地方公共団体が行う事業であって

も、非課税規定に該当しない限り、民間と同様に原則として課税となります。

このことから、地方公共団体におきましても、使用料等について、税の適正な転嫁を図るため、消費税率引き上げに伴う改定を行う必要があります。

今回の消費税転嫁の基本的な考え方としましては、原則、基本料金の改定は行わず、消費税率引き上げ分のみを現行料金に転嫁することとしております。

消費税率の改定に伴う使用料等の改正を伴う条例の内容につきましては、

第1条は、大分市立エスペランサ・コレジオの授業料の改定、

第2条は、大分市公民館条例第1条の規定に基づき設置された公民館（ただし、大分市大分中央公民館を除く）の会議室等の使用料の改定および大分市大分東部公民館市民体育館及び市民運動広場の使用料の改定、

第3条は、大分市歴史資料館の第1講座室及び体験講座室の使用料の改定、

第4条は、大分市関崎海星館の入館料の改定、

第5条は、大分市情報学習センターのAVホール及びスタジオの使用料の改定、

第6条は、大分市立のつはる少年自然の家の宿泊使用料の改定、

第7条は、大分市いまいち山荘の宿泊施設使用料、研修室及びグランド使用料の改定、

第8条は、大分市河原内陶芸楽習館の使用料の改定、

第9条は、大分市美術館の研修室の使用料の改定、

第10条は、アートプラザのアートホール、市民ギャラリー、研修室及



び実技室の使用料の改定、

第11条は、大分市立学校の体育館、クラブハウス、教室、運動場及び柔剣道場の使用料の改定、

第12条は、大分市今市健康増進センターの体育館及び研修室の使用料の改定、

第13条は、大分市営陸上競技場のトラック等各種施設及び附属器具の使用料の改定、

第14条は、大分市営温水プールの使用料の改定、

第15条は、ハウス大分川の使用料の改定、

第16条は、大分市西部スポーツ交流ひろば、大分市佐賀関田中屋内運動場、大分市野津原運動場及び大分市国分多目的運動広場の使用料の改定となっています。

第17条は、市長部局の公園緑地課が所管する条例ですが、教育委員会が所管する有料公園施設の使用料の改定となっています。

以上17条例の一部改正について、本委員会でご決定いただき、第4回市議会定例会での審議・決定を経て、平成26年4月1日から施行しようとするものであります。

以上でございます。

委員長

ご質問などありませんか。

委員

これは内税ということですか。

次長兼

内税となっています。

教育総務課長

委員

消費税が10%になるときにはまた変更になるのですか。

次長兼

はい。

教育総務課長

委員長

他にご質問などありませんか。

全委員

(なしとの声)

委員長

それでは採決いたします。教議第64号は原案のとおり決定すること  
にご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

委員長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

委員長

それでは次に、教議第65号「大分市立小学校設置条例の一部改  
正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

次長兼

教議第65号「大分市立小学校設置条例の一部改正について」ご

教育企画課長

説明申し上げます。

本議案は、前回の本委員会でご決定いただいた今市小学校の廃校  
に伴い、大分市立小学校設置条例の一部を改正しようとするもので  
ございます。

以上のことについて、本委員会でご決定いただき、第4回市議会定  
例会での審議・決定を経て、平成26年4月1日から施行しようとするも  
のでございます。

以上でございます。

委員長

ご質問などありませんか。

全委員

(なしとの声)

委員長

それでは採決いたします。教議第65号は原案のとおり決定すること  
にご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

委員長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

委員長

それでは次に、教議第66号「大分市教育センター条例の制定につ  
いて」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

次長兼 教議第66号「大分市教育センター条例の制定について」ご説明申  
教育指導課長 上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、中核市の県費負担教職員の研修は、中核市の教育委員会が行うとされており、現在、大分市金池会館などで研修を実施しておりますが、当該施設が老朽化していることから、代わりとなる研修施設が必要であります。

そのような中、ホルトホール大分に機能移転が決まった旧大分市社会福祉センターの有効利用として、建物を研修施設として改修し、教育関係職員の資質の向上、教育に関する相談及び支援の充実並びに教育の情報化の推進を図ることを目的とした施設を設置いたしたく、本条例を制定しようとするものでございます。

以上のことについて、本委員会でご決定いただき、第4回市議会定例会での審議・決定を経て、平成26年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。

委員長 ご質問などありませんか。

委員 どのようなスケジュールでしょうか。

次長兼 昨年度は耐震工事を行いました。本年9月から来年3月中旬まで改  
教育指導課長 修工事を行い、4月から共用開始する予定でございます。

委員 所長さんは現職の方になるのですか。

次長兼 課長級の現職が配置される予定でございます。

教育指導課長

委員長 他にご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは採決いたします。教議第66号は原案のとおり決定すること  
にご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

委員長 それでは次に、教議第67号「大分市社会教育委員に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

次長兼 生涯学習課長 教議第67号「大分市社会教育委員に関する条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

国が法令で地方公共団体の事務の実施やその方法を縛っている義務付け・枠付けについて、これまで第2次にわたり見直しが行われてきましたが、第3次見直しとして「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が6月7日に成立、14日に公布されました。

この法律により、これまで国の省令で定められていた基準等の一部を条例で定めることとなったことから、社会教育法の一部が改正され、「社会教育委員の委嘱の基準について、地方公共団体の条例で定める」こと、また、条例制定の基準については、「文部科学省令で定める基準を参酌するもの」とする内容となりました。

文部科学省令で示された参酌すべき基準は、改正前の社会教育法第15条第2項の規定と同じ内容であり、現在の本市の社会教育委員は、この規定に基づき平成25年7月1日に委嘱いたしております。

社会教育委員が、本市の社会教育の推進向上に寄与してきた実績に鑑み、参酌基準どおりの条例の改正を行いたく、本案を提出するものであります。

以上のことについて、本委員会でご決定いただき、第4回市議会定例会での審議・決定を経て、平成26年4月1日から施行としようとするものでございます。

以上でございます。

委員長                   ご質問などありませんか。

全委員                   (なしとの声)

委員長                   それでは採決いたします。教議第67号は原案のとおり決定すること  
にご異議ありませんか。

全委員                   (異議なしとの声)

委員長                   ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

委員長                   それでは次に、教議第68号「大分市青少年問題協議会条例の一部  
改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

青少年課長               教議第68号「大分市青少年問題協議会条例の一部改正につい  
て」ご説明申し上げます。

本件は、先ほど説明しました平成25年6月14日に公布された「地域の  
自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律  
の整備に関する法律」において、地方青少年問題協議会法の一部  
改正が行われたことによる、所要の改正でございます。

具体的には、地方青少年問題協議会の委員資格要件の廃止に伴  
う条例の一部改正でございますが、本市における近年の会議開催状  
況や会議内容等を勘案した結果、現行の組織及び委員で特に支障は  
ないとの判断により、主に大分市青少年問題協議会条例の第3条と第  
4条を整理し、今回の改正といたしたところでございます。

以上のことについて、本委員会で決定をいただき、ご決定の上は、  
第4回大分市議会定例会での審議・決定を経て、平成26年4月1日よ  
り施行しようとするものであります。

以上でございます。

委員長                   ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)  
委員長 それでは採決いたします。教議第68号は原案のとおり決定すること  
にご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)  
委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

委員長 それでは次に、教議第69号「土地買収について」を議題といたしま  
す。

事務局の説明を求めます。

文化財課長 教議第69号「土地買収について」ご説明申し上げます。

横尾貝塚は、今から約7,900年前から4,000年前にかけて営まれた  
貝塚が保存されている拠点集落であり、姫島産黒曜石の大型石核が  
複数出土したことから海上交易の様子も窺える貴重な遺跡であるとし  
て、平成21年2月に国史跡に指定されました。

大分市は史跡を保護・活用していくため、史跡指定地のうち大分県  
土地開発公社(以下 県公社)に先行取得を依頼していた土地(36,5  
08.73㎡)について平成21年度に買戻しを行いました。

今年度は県公社が所有している残りの土地(4,064.38㎡)の買戻し  
を予定しており、あわせて地元住人十数名の共有地となっている貝塚  
天神社の祠の移転補償契約及び土地買い上げを行います。これによ  
り、横尾貝塚の史跡地の公有化事業は完了します。

以上のことについて、本委員会でご決定いただき、第4回市議会定  
例会での審議・決定を経て、土地を買収しようとするものであります。

以上でございます。

委員長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは採決いたします。教議第69号は原案のとおり決定すること

にご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

委員長 それでは次に、教報議第15号「大分市営陸上競技場及び津留運動公園有料公園施設に係る指定管理予定者の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

スポーツ・健康教育課長 教報議第15号「大分市営陸上競技場及び津留運動公園有料公園施設に係る指定管理予定者の決定について」ご説明申し上げます。

大分市営陸上競技場及び津留運動公園有料公園施設に係る指定管理予定者につきまして、去る10月1日から10月10日までの間、公募を行いました結果、現行の指定管理者である「大分リバースタジアム共同企業体」からの申請を受理いたしました。

指定管理予定者の選定につきましては、弁護士、公認会計士及び大学教授等6名の委員構成による大分市営陸上競技場及び津留運動公園有料公園施設指定管理予定者選定等委員会を設置し、選考を行いました。

選定委員会は2回開催し、初回の7月25日の選定等委員会におきまして、選定の審査基準等を設け、2回目の10月17日の選定等委員会におきまして、申請者へのヒアリングを行いました。審議した結果、「評価点が6割以上」の選定基準を超えていましたので、「大分リバースタジアム共同企業体」が次期大分市営陸上競技場及び津留運動公園有料公園施設指定管理予定者に選定されました。

この選定等委員会の結果報告を受けまして、大分市教育委員会所管事務委任規則第2条第3項の規程に基づき、教育長が事務を臨時に代理し、指定管理予定者を10月17日付で決定し、11月1日付で申

請者へ結果を通知したところでございます。

以上のことにつきまして、報告し、ご承認をいただこうとするものでございます。

なお、本委員会にてご承認のうえは、第4回市議会定例会で審議、決定を経た後、次期指定管理者として指定しようとするものでございます。

指定後につきましては、速やかに基本協定を締結し、継続して指定管理者による管理運営を実施する予定でございます。

以上でございます。

委員長

ご質問などありませんか。

全委員

(なしとの声)

委員長

それでは採決いたします。教報議第15号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

委員長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認されました。

委員長

それでは次に、教報議第16号「大分市情報学習センターに係る指定管理予定者の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

次長兼

教報議第16号「大分市情報学習センターに係る指定管理予定者

生涯学習課長 の決定について」ご説明申し上げます。

情報学習センターに係る指定管理予定者につきまして、去る9月13日から9月27日までの間、公募を行いました結果、2社からの申請を受理いたしました。

指定管理予定者の選定につきましては、弁護士、公認会計士及び大学教授等6名の委員構成による大分市情報学習センター指定管理予定者選定等委員会を設置し、選考を行いました。



選定委員会は2回開催し、初回の7月17日の選定等委員会におきまして、選定の審査基準等を設け、2回目の10月4日の選定等委員会におきまして、申請者へのヒアリングを行いました。慎重な審議の結果、2社ともに合計点が選定基準である6割を超えておりました。2社のうち合計点が高い「公益財団法人ハイパーネットワーク社会研究所」を次期情報学習センター指定管理予定者に、「株式会社テイクファイブ」を次点候補者として選定されました。

この選定等委員会の結果報告を受けまして、大分市教育委員会所管事務委任規則第2条第3項の規定に基づき、教育長が事務を臨時に代理し、指定管理予定者を10月15日付で決定し、10月29日付で申請者へ結果を通知したところでございます。

以上のことにつきまして、報告し、ご承認をいただくものでございます。

なお、本委員会にてご承認のうえは、第4回市議会定例会で審議、決定を経た後、次期指定管理者として指定しようとするものでございます。

指定後につきましては、速やかに基本協定を締結し詳細部分についての協議を進め、来年4月1日より指定管理者による管理運営を実施する予定でございます。

以上でございます。

委員長

ご質問などありませんか。

全委員

(なしとの声)

委員長

それでは採決いたします。教報議第16号は原案のとおり承認することに  
ご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

委員長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認されました。

委員長                    それでは次に、教報議第17号「大分市関崎海星館に係る指定管理予定者の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

次長兼  
生涯学習課長            教報議第17号「大分市関崎海星館に係る指定管理予定者の決定について」ご説明申し上げます。

関崎海星館に係る指定管理予定者につきまして、去る9月13日から9月27日までの間、公募を行いました結果、現行の指定管理者である「大分エージェンシー株式会社」からの申請を受理いたしました。

指定管理予定者の選定につきましては、弁護士、公認会計士及び大学教授等6名の委員構成による大分市関崎海星館指定管理予定者選定等委員会を設置し、選考を行いました。

選定委員会は2回開催し、初回の7月10日の選定等委員会におきまして、選定の審査基準等を設け、2回目の10月11日の選定等委員会におきまして、申請者へのヒアリングを行いました。審議した結果、「評価点が6割以上」の選定基準を超えていましたので、「大分エージェンシー株式会社」が次期関崎海星館指定管理予定者に選定されました。

この選定等委員会の結果報告を受けまして、大分市教育委員会所管事務委任規則第2条第3項の規定に基づき、教育長が事務を臨時に代理し、指定管理予定者を10月21日付で決定し、10月22日付で申請者へ結果を通知したところでございます。

以上のことにつきまして、報告し、ご承認をいただこうとするものでございます。

なお、本委員会にてご承認のうえは、第4回市議会定例会で審議、決定を経た後、次期指定管理者として指定しようとするものでございます。

指定後につきましては、速やかに基本協定を締結し、継続して指定管理者による管理運営を実施する予定でございます。

以上でございます。

委員長

ご質問などありませんか。

全委員

(なしとの声)

委員長

それでは採決いたします。教報議第17号は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

委員長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認されました。

委員長

それでは次に、報告事項の説明を求めます。

次長兼

報告事項1点目「大分市立小中学校適正配置基本計画について」

教育企画課長

て」ご報告申し上げます。

去る10月29日に第13回碩田中学校区適正配置地域協議会を開催いたしました。資料として「地域協議会だより第13号」を添付しております。

会議では、まず議事1で、これまでの協議を踏まえ、3候補地に新設校を建設した場合の意見について、最終的な意見発表の場とし、3候補地それぞれ20分程度の協議を行いました。

次に、協議会としての新設校の位置についてどのように取りまとめるのかという協議を行いました。

その中で、「投票や多数決で決めることは協議会の性格上、無理があるので、3候補地併記とせざるを得ないのではないか。しかし、せっかく1年以上にわたって協議をしてきた中で、3候補地とも同じ位置付けとするのか、それともどこか優先するところがあるのかどうか、3候補地併記は前提としながらも一番の候補地を把握したい気もする。」などの意見が出されました。

最終的に意見の取りまとめ方について、会長・両副会長と事務局で協議を行い、取りまとめの案を次回の会議で示し、その内容について協議することを確認いたしました。

なお、第13回の委員の出席は38名中37名、傍聴者は17名でございました。

また、昨日第14回地域協議会を開催いたしました。議事といたしましては、協議会としての報告書(案)について様々な意見をいただきました。

報告書(案)の中で、まず地域協議会としての合意事項3点として、碩田中学校区の3小学校を統合したうえで新設校を創設する。新設校は、平成29年4月の開校を目標とする。新設校の位置については、荷揚町小学校地及び中島小学校地並びに碩田中学校地のそれぞれの特長及び課題への対応について取りまとめた意見を付して、3候補地併記とする。以上、協議会として確認されたところであります。地域協議会としての意見として、取組状況、協議結果などに修正・追加等のご意見がありましたことから、会長・副会長、協議会事務局がお預かりし、次回会議までに最終調整を行うこととしております。

次回は、12月17日に最終の第15回地域協議会を開催予定でございます。

以上でございます。

委員長

ご質問などありませんか。

全委員

(なしとの声)

委員長

それでは、次の報告事項の説明を求めます。

次長兼

報告事項2点目「大分市立大志生木幼稚園の休園について」ご

教育企画課長

報告申し上げます。

市立幼稚園につきましては、11月1日から15日まで園児募集を行

いました。大志生木幼稚園につきましては、入園予定者がいないため、平成26年度の休園を決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

以上でございます。

委員長                   ご質問などありませんか。

全委員                   (なしとの声)

委員長                   他に何かありませんか。

副館長兼                大分・武漢合同美術展について(お知らせ)

美術振興課長

委員長                   ご質問などありませんか。

全委員                   (なしとの声)

委員長                   それでは次に、教議第60号「平成26年度当初予算要求について」を議題といたします。本議案及び教議第61号の議案審議は秘密会といたします。

(審議の結果、教議第60号「平成26年度当初予算要求について」及びは教議第61号「平成25年度県費負担教職員の人事評価について」は、原案のとおり決定する。)

委員長                   他に何かありませんか。

次長兼                   次回の教育委員会及び1月の教育委員会の日程につきまして

教育総務課長           調整をお願いいたします。

次回の教育委員会は、12月18日(水)午後4時～  でお願いいたします。

1月の教育委員会は、1月30日(木)午後3時45分～  でお願いいたします。

1月の教育委員会開催前に、午後2時から学校長との教育懇談会を開催いたしたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

なお、教育委員会終了後、報告事項および高橋委員から学校訪

問の報告がございますので、少しお時間を頂きたいと思っておりますので、  
よろしく願いいたします。

以上でございます。

全委員

(了承)

委員長

他に何かありませんか。

全委員

(なしとの声)

委員長

これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後 5 時 28 分 閉会)